

ひなたの出逢い・子育て応援運動参加団体取組ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、「ひなたの出逢い・子育て応援運動」参加団体募集要領(以下「募集要領」という。)2に規定する「ひなたの出逢い・子育て応援運動参加団体」(以下「参加団体」という。)が、従業員及び施設利用者等の出逢い・子育てを応援するに当たっての基本原則等について定めるものです。

2 従業員及び施設利用者等の出逢い・子育てを応援するための取組内容

取組は、3に定める留意事項を踏まえた上で実施いただくものとします。

例として次のような取組が考えられます。

【取組例】

○社内メールなどでの県及び「参加団体」が実施する出逢い・子育て応援イベントの情報案内、県の設置する「みやざき結婚サポートセンター」登録案内

○店内に「みやざき結婚サポートセンター」のリーフレットを置くなど、施設利用者への結婚支援情報の提供

○従業員向けにライフデザイン講座を実施する等、結婚、子育てについて考える機会の提供

○子育て応援カード協賛店への登録、赤ちゃんの駅への施設登録など子育て世帯を応援する取組の実施

○その他、結婚、子育てしやすい職場環境の整備の推進

3 留意事項

従業員及び施設利用者等の出逢い・子育てを応援するに当たっては、下記の基本的な考え方を踏まえ、特定の価値観の押し付けや、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント(以下、あわせて「ハラスメント」という。)が発生しないよう十分に留意してください。

【基本的な考え方】

○個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないこと。

○結婚を希望する人が支援を必要としているとは限らず、必要としている場合も希望する支援は様々であること。

○結婚につながる活動に対する支援を苦痛と捉える人もいることを理解すること。

○企業・団体の実情(立地、男女比、職場環境等)は多様であり、従業員及び施設利用者等の出逢い・子育て支援に取り組むに当たっては、個の侵害に当たるようなものは

厳に慎むこと。

○社内に設けられたハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ながら実施することが望ましいこと。

○次のような言動・行動はハラスメントと捉えられ得るため、慎むべきであること。

(ハラスメントに該当し得る言動・行動例)

- ・恋愛経験や、交際相手の有無について繰り返し尋ねる。
- ・結婚・子どもはまだかと繰り返し尋ねる。
- ・結婚・子どもをもうけない理由を尋ねる。
- ・「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」など固定的性別役割分担意識が表れた言動。
- ・特に結婚につながる活動に関する情報等を望んでいない従業員等に対し、個別に情報案内やあっせんを配慮なく行う。
- ・結婚につながる活動をしている従業員等に対して、活動の結果等を根掘り葉掘り尋ねたり、活動をしていることを第三者に言いふらしたり、からかいの対象とする。